

平成 31 年度西宮市障害者グループホーム整備補助事業者募集要項

1. 趣旨

本市では、「ともに生き ともに支えあう共生のまち 西宮」を障害福祉推進計画の将来像として掲げ地域共生の取り組みを進めています。

本事業は、障害のある人が地域生活を営む上で、その生活基盤となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する共同生活援助を行う事業所（以下「グループホーム」という。）の整備を促進するために、整備に要する経費の一部補助を受けグループホームを新たに開設する事業者の募集を行うものです。

※障害者グループホーム整備補助事業は、毎年度、市予算の範囲内で実施していく方針としておりますが、募集時期や対象事業者等の内容については、整備状況に応じ定めます。

2. 応募資格

- (1) 平成 30 年 12 月 10 日現在、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス（グループホーム以外であっても可）を実施している社会福祉法人又はグループホームを運営している法人であること。
- (2) 法人及び役員が障害者総合支援法第 36 条第 3 項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 法人代表者及び役員が西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（西宮市平成 24 年条例第 67 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。（兵庫県警察本部長に照会することがあります）
- (4) 法人が社会的信用を失墜する行為を行っていないこと。
- (5) 経営状況が良好と認められ、本事業の実施に問題がないと認められること。
- (6) 法人関係者等が、本市に対し不当な要求等の無理無体な行為を行っていないこと。

※応募申込みは、1 法人につき 1 案件といたします。

3. 補助対象事業

平成 31 年度に市内において、応募法人がグループホームを開設するために行う、建物の建設（以下「新設事業」という。）または既存建物の改修（以下「改修事業」という。）。ただし、1 住居あたり以下に掲げる定員の事業所指定を受ける必要があります。

- ・新設事業：4 人から 10 人
- ・改修事業：2 人から 10 人

※補助対象は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（以下、「国要綱」という。）で定められた内容が対象となります。国要綱においては、土地購入費等の費用は対象とならないなど一定の条件があります。また、国要綱の改正により、従来の条件が変更となる場合があります（上記の定員の定めも国要綱の改正により変更となる場合があります）。

4. 補助金額

市が予算を確保し、国要綱に基づく国庫補助を受けることが前提となります。

- ・ 新設事業：28,350 千円以内
(エレベーター整備等の加算が適用された場合は、最大 30,601 千円)
- ・ 改修事業：4,375 千円以内
(補助対象となる改修にかかる総事業費が 300 千円以上 10,000 千円以内であるなど、補助対象となる総事業費に一定の制限があります。詳細は最下部の問合せ先へご確認ください。)

※上記いずれの事業も国要綱の規定による対象経費のうち 1/8 以上の額を事業者が負担することが条件となります。

5. 補助金交付の条件

- (1) 国要綱に基づく条件
- (2) 本事業の運営に関する方針に具体性があり、障害者総合支援法を始め関係法令の趣旨を十分に踏まえた事業計画であること。
- (3) 事業所計画用地が、住宅地またはこれと同程度の地域にあると認められること。また、環境、防災及び交通の利便性の観点から適切な立地と認められること。なお、市街化調整区域での設置は認めません。

6. 応募書類 (以下の全ての書類を提出していただく必要があります)

- ① 補助事業申込書 (様式第 1 号)
- ② 事業計画書 (様式第 2 号)
- ③ 法人の状況・本計画の考え方 (様式第 3 号)
- ④ 社会福祉法人等調書 (様式第 4 号)
- ⑤ 借入金償還計画等一覧表 (様式第 5 号)
- ⑥ 西宮市障害者グループホーム整備補助事業申込書に係る誓約書 (様式第 6 号)
- ⑦ 当該事業の収支見込
- ⑧ 法人の定款
- ⑨ 平成 24 年 4 月 1 日以降に受けた法人本部及び障害福祉サービスに係る指導監査の状況が確認できる書類 (所管庁からの指導監査結果及び法人提出の指導監査改善報告等)
- ⑩ 決算資料 (過去 2 年度分)
- ⑪ 設計図関係書類
 - ア 各部屋の用途及び面積を明らかにした表 (面積は壁芯・内法面積を併記してください。)
 - イ 配置図及び各階の平面図
 - ウ 工事工程表
 - エ 新設事業の場合は、設計業者が作成する工事内訳書
改修事業の場合は、施工業者 2 社からの見積書
- ⑫ 土地建物関係書類

整備予定の土地・建物の不動産登記全部事項証明書及び、以下の書類

ア 土地建物を取得する場合は、売買契約書（確約書等含む）等取得することを証する書類

イ 土地建物を賃借する場合は、賃貸借契約書（確約書等含む）等賃借することを証する書類

7. 応募書類の提出について

(1) 提出期限

平成 31 年 2 月 8 日（金） 17 時まで

なお、提出は平成 30 年 12 月 10 日から受付いたします。

(2) 提出先

西宮市役所福祉のまちづくり課（市役所本庁舎 3 階）

※提出に際しましては、事前に当課までご連絡の上、ご持参いただきますようお願いいたします。

(3) 応募に伴う費用について

本応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とします。

8. 審査・選考

(1) 審査

提出いただいた書類を審査するにあたり、必要に応じてヒアリングや現地確認を行います。必要と判断した場合は、書類の追加提出を求めることもあります。

2 で示した応募資格を満たさない、提出いただいた書類に虚偽等がある、募集要項の内容や審査選考に関し要求・意見等を申し入れる、その他不正行為や無理無体な要求があった場合は、応募自体を無効とさせていただきます。

(2) 選考・採択

複数の応募があり補助金額の上限に達した場合は、以下のとおりとさせていただきます。

- ・新設事業：事業者の選考を行います。別紙審査表に基づく採点を行い、最も評価点数の高い事業者を採択します。
- ・改修事業：書類審査を通過した事業者を採択します。なお、補助金額については、採択事業者数に応じて按分します。

※審査・選考において必要な場合、追加資料の提出等を求める場合があります。また、審査の結果、採択事業者なしとする場合もあります。

9. 募集・採択スケジュール(予定)

平成 30 年度	H30年12月10日 ～H31年2月8日	公募受付期間 ・応募書類の作成及び提出
	H31年2月12日～	審査・選考 ・別紙審査表において審査(予定) ・ヒアリング(場合により実施)
	3月頃	採択・結果通知 ・補助事業対象事業者の決定 ・応募事業者へ結果通知の送付 (以下、採択事業者のみ) 補助金に係る書類の提出
平成 31 年度	7月中旬頃	内示通知 ・補助内示 ・内示後、すみやかに工事入札等の手続きに着手
	8月～	事業所整備・補助金の交付 ・平成31年度内に工事着手し、竣工・開設 ・事業所指定及び事業所開設後に補助金の交付

※国要綱に基づく手続きにより、上記スケジュールが変更になることがあります。

※平成31年度末までに事業所指定を受け、事業所を開設してください。やむを得ない事情により開設時期や計画内容の見直しが必要となった場合は、本市と協議を行うものとします。

10. 留意事項

- (1) 採択された事業者は、本要項に記載した諸条件等について遵守する他、施設の整備及び運営にあたっては、関連法令の遵守はもとより西宮市及び近隣住民への理解、連携、調整を十分に行わなければなりません。
- (2) 採択された事業者は、建築・改修工事等の請負業者の選定に際しては、本市の指導に基づいて入札(原則として一般競争入札)を実施しなければなりません。
- (3) 新たに事業所を建設される場合の開発手続き等については、事前に市開発指導課等へご相談下さい。既存の建物を増築や改修して事業所とする場合には、建築基準法により用途変更申請を要することが考えられますので、事前に市建築指導課へご相談下さい。
- (4) 消防用設備等の設置については、事前に施設整備用地を管轄する消防署、又は市消防局予防課指導係へご相談下さい。
- (5) 応募者が負担した一切の費用について市に請求することはできません。
- (6) 市長は、採択された事業者において、本要項に記載する事項等について、重大な違背行為があったと認めるときは、決定について取り消すことができます。この場合、当該事業者は既に要した費用の弁済を市に求めることはできません。
- (7) 選考時の評価点数については、市のホームページ等で一般に公開する場合があります。

11. 問合せ先

今回の募集に関するお問い合わせは、次までお願いします。なお、来庁時には事前にご連絡ください。

ご質問に対する回答は、本市ホームページにて公開する場合があります。

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号
西宮市 健康福祉局 福祉総括室 福祉のまちづくり課 施設推進チーム
(西宮市役所 本庁舎 3 階)
電 話 0798-35-3050